

委員会提出議案第2号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書  
の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2  
項の規定により提出します。

平成31年3月25日提出

南相馬市議会議長 今村 裕 様

提出者 建設経済常任委員長  
中川 庄 一

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

最低賃金制度により、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額が法律により保障されています。そして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されています。

政府は、2013年の「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」で引き上げの意向を示し、2016年6月には「毎年年率3%程度を目途として引き上げ全国加重平均1,000円を目指す」具体的金額を閣議決定しました。

現在の福島県最低賃金は「時間額772円」ですが、政府の目標金額とはほど遠く、また、全国でも31位の低位にあります。このような全国水準との乖離是正は、県内の労働者・生活者のセーフティーネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消、生産年齢人口流出の抑制に効果があることは明らかです。

よって、南相馬市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記の事項について強く要望します。

### 記

- 1 福島県最低賃金は、政府の「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1,000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行うこと。
- 2 福島県内の労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成31年3月25日

福島県南相馬市議会議長 今村 裕

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

福島労働局長 様